

鎌倉市
学校職場環境改善プラン

平成30年2月
鎌倉市教育委員会

目 次

1 プランの目的	・・・1
2 プランの期間	・・・1
3 プランの目標	・・・1
4 プランの取組内容	・・・2
(1) 業務改善に向けた取組	・・・2
(2) 人的配置による支援の取組	・・・4
(3) プランの推進のための取組	・・・5
(4) 快適に過ごせる環境整備に向けた取組	・・・6
(5) その他の取組	・・・7
5 プラン策定までの経過概要	・・・8
6 学校業務改善アドバイザーから	・・・9

資料

教職員の勤務実態調査 結果の概要

1 プランの目的

平成 29 年 7 月に実施した教職員勤務実態調査の結果によると、始業前を始め放課後や休日といった勤務時間外に多くの業務を行っており、授業の準備や成績処理、学校行事、保護者対応など多岐にわたる業務を抱えている実態が明らかになりました。

このような現状を踏まえ、教職員の職場環境改善について具体的な改善策と計画をまとめた「学校職場環境改善プラン」を策定しました。このプランを学校と教育委員会が一体となって実現し、教職員が生き生きと働くことができる職場づくりを進め、子どもたちとしっかり向き合う時間を確保することによって、子どもたちの健やかな育ちにつなげることを目的とします。

2 プランの期間

当プランの計画期間は当面、平成 30 年度から平成 32 年度の 3 年間とします。

3 プランの目標

年度ごとに、プランに示した取組が着実に実施できているかどうかを検証するとともに 3 年間で、次の項目について達成することを目標とします。(平成 29 年度に実施した教職員勤務実態調査と同様の調査を平成 33 年度に実施して検証する)

- (1) 退勤時間が早まること
 - (2) 自宅での業務時間が減少すること
 - (3) 勤務を要しない日（土・日・祝日）の出勤が減少すること
 - (4) 休暇（年次休暇）の取得状況が改善されること
 - (5) 休憩時間の過ごし方が改善されること
 - (6) 出退勤管理によって働き方が見直されること
 - (7) 夏季休業中の閉校日の設定によって休養や自己研鑽の時間が確保されること
 - (8) 夜の留守番電話の設定によって集中して効率的に業務が行われること
 - (9) 部活動の休養日の設定によって負担が軽減されること
 - (10) 給食に係る就学援助制度の改正によって事務負担が軽減されること
- ※ この他に、平成 33 年度に行う勤務実態調査の自由記述により、働き方改革が実現できたかどうかを総括的に検証する。

目標を達成するためには、教育委員会による環境整備とともに、管理職及び教職員自身の意識改革がとても重要です。

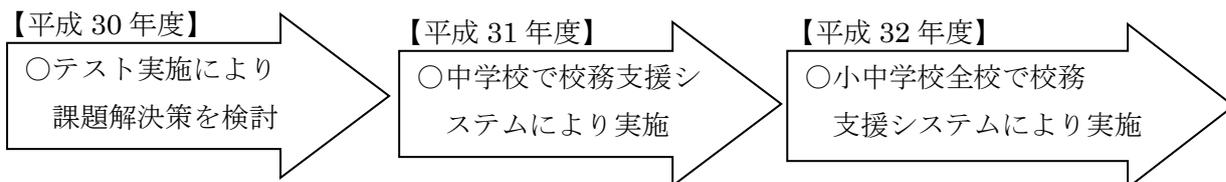
教育委員会は、本プランに示した具体的な取組の効果の検証と改善を図りながら、計画を確実に進めます。各学校において、管理職は、学校経営方針に働き方改革の視点を盛り込み、教職員が心身ともに健康を維持できる職場環境の推進のための適切なマネジメントを進めるとともに、教職員はワーク・ライフ・バランスを十分に意識しながら業務に取り組むことが大切です。

4 プランの取組内容

(1) 業務改善に向けた取組

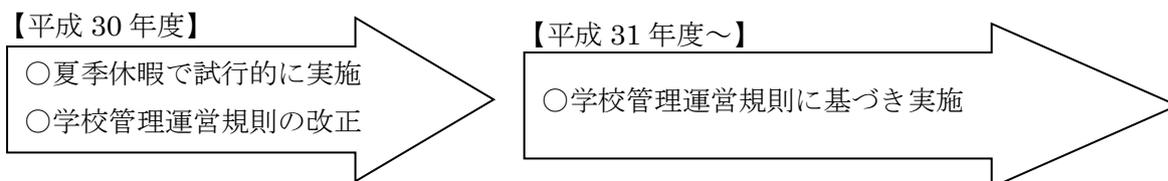
ア 出退勤時刻の管理

教職員が「勤務時間」を意識した働き方を進めるために、校務支援システム等を活用して出勤・退勤の時刻を管理します。勤務時間を把握することは、労働法制上、校長や教育委員会に求められている責務であるとともに、教職員が業務の状況を振り返り、働き方を見直すための一つの材料となります。



イ 夏季休業中の閉校日の設定

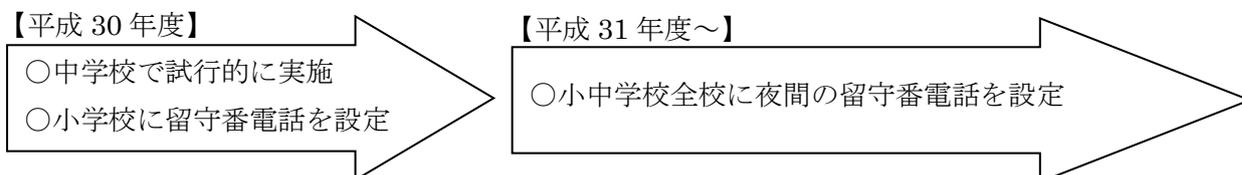
夏季休業中においても教材研究や研修会への参加、部活動指導などの業務に携わっています。夏季休業中の一定期間を「閉校日」として教職員が勤務しない日を設定することによって、十分な休養や充実した自己研鑽の時間を確保し、心身ともにリフレッシュして新学期を迎えられるようにします。



ウ 夜間の留守番電話の設定

教職員が放課後遅くまで仕事をしていることが常態化している中、教職員だけではなく、保護者や地域も学校の終業時間に対する意識が低いと思われます。

教職員が終業時間をより意識し、集中して効率的に業務を行うために、また、保護者等にも理解を得るために、夜間の留守番電話設定を進めます。



エ 部活動の休養日の設定【中学校】

勤務実態調査の結果から勤務時間外に部活動に多くの時間が費やされていることが改めて明らかになりました。教員の負担軽減や生徒の発達を踏まえた適切な指導に向けて、部活動の休養日を設定します。また、部活動については、スポーツ庁の部活動ガイドラインを踏まえ、活動時間の設定や外部指導者の導入など継続して検討を行います。

【平成 30 年度～】

- 土曜日または日曜日のどちらか 1 日を原則休養日とする。
- 大会等で休養日が取れなかった場合は、その月の前後の月を含め月 4 日以上休養日を取る。ただし、授業日を除く。

オ 校務支援システムの導入【小学校】

業務の効率化を図るために、これまでも一人一台の校務用パソコンの配備を進め、中学校では完全に配備して校務支援システムを導入しました。小学校においても一人一台の校務用パソコンを完備し、校務支援システムを拡充することによって様々な文書をデータ化するなど事務の効率化を図ります。

【平成 30 年度】

- 小学校で一人一台校務用 PC 完備予定

【平成 31 年度】

- ネットワーク環境やセキュリティインフラの整備

【平成 32 年度】

- 小中学校全校で導入予定

カ 給食に係る就学援助制度の改正【小学校】

就学援助制度対象世帯への給食の現物給付について検討を行います。これにより、給食会計事務における対象世帯に関する収納及び喫食の確認や教育委員会への報告等の事務負担の軽減を図ります。

【平成 30 年度】

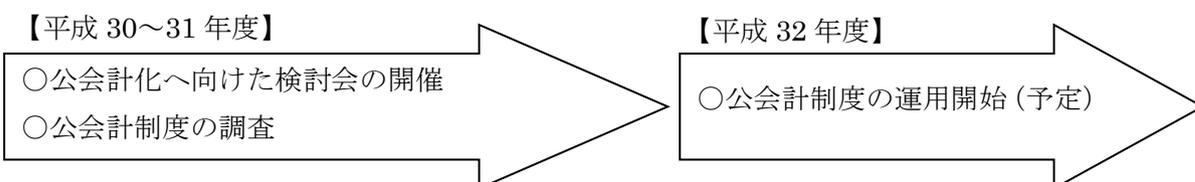
- 就学援助制度改正に向けた検討

【平成 31 年度～】

- 給食の現物給付化

キ 給食会計の公会計化に向けた検討【小学校】

勤務実態調査の結果では、給食会計事務を担当する教員から「給食会計に係る時間を教材研究に当てたい」といった声が多く寄せられています。また、国が示した働き方改革緊急提言においても給食会計の公会計化が求められていることから、給食会計の公会計化に向けた検討を進めます。



ク 調査・報告依頼の精選

引き続き、教育委員会からの調査・報告の依頼を精査し、件数を削減します。また、報告書等の内容を簡略化したり、校長印の押印を省略したりするなど、事務の効率化に努めます。

ケ 研修の精査・精選

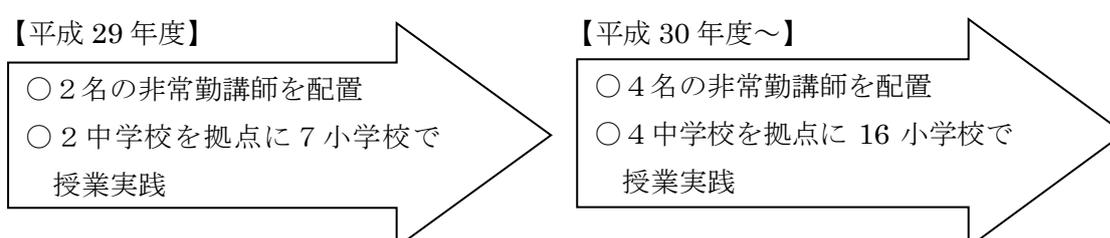
研修会については、夏季休業中に多くの研修会を設定するとともに、各校 1 名参加の研修会を精選して実施してきました。さらに、研修内容等を確認し、より研修効果が上がるよう精査・精選を行い、報告書の簡略化や研修日数や時間のスリム化の検討を行います。

(2) 人的配置による支援の取組み

ア 小中一貫教育推進のための市費非常勤講師の配置拡充

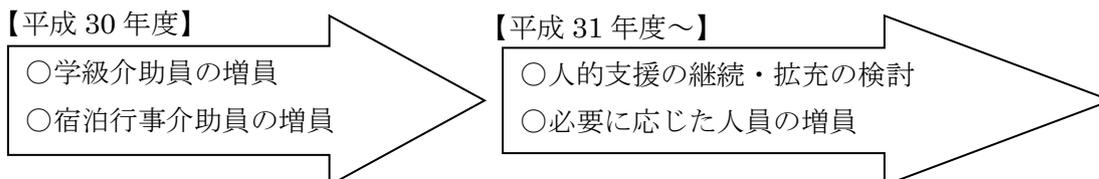
小学校の新学習指導要領で新たに教科として位置づけられた外国語（英語）について、その円滑な導入に向けて、平成 29 年度に中学校英語の教員免許を持つ 2 名の非常勤講師を配置して、小学校において試験的に授業を実施してきました。

平成 30 年度には、2 名を増員し、計 4 名ですべての小学校 16 校で授業実践を行う予定です。



イ 様々な人的支援の継続・拡充

勤務実態調査の結果からは、教職員が最も必要としているのが人的支援の充実であることが分かりました。教育委員会ではこれまで、学級支援員や、学校介助員、スクールアシスタント、少人数指導の充実のための市費非常勤講師等の配置など、学校への人的支援を行ってきました。今後も、人的支援の継続及び拡充に向けて検討していきます。



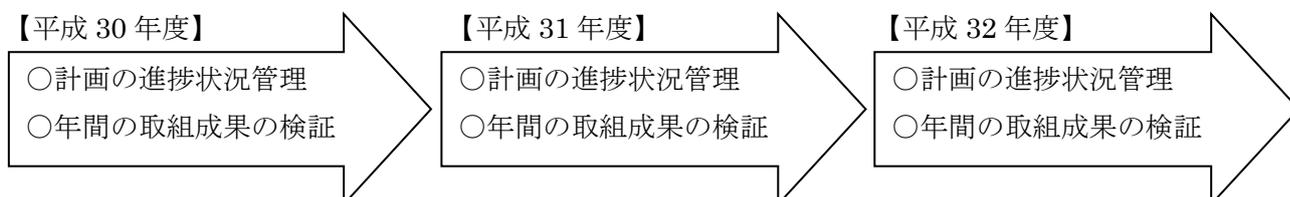
<参考：人的支援の状況>

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
学級介助員	33 人	35 人	37 人
学級支援員	11,000 時間	11,000 時間	11,000 時間
スクールアシスタント	16 人	16 人	16 人
宿泊行事介助員	26 人	39 人	45 人
市費非常勤講師	8 人	10 人	10 人
心のふれあい相談員	3,360 時間	3,360 時間	3,360 時間
教育相談員	小学校に月 1 日	小学校に月 1 日	小学校に月 1 日
スクールカウンセラー（県）	2,450 時間	2,450 時間	2,450 時間
スクールソーシャルワーカー（市）	504 時間	504 時間	504 時間
スクールソーシャルワーカー（県）	245 時間	245 時間	245 時間

(3) プランの推進のための取組

ア プラン推進体制の整備

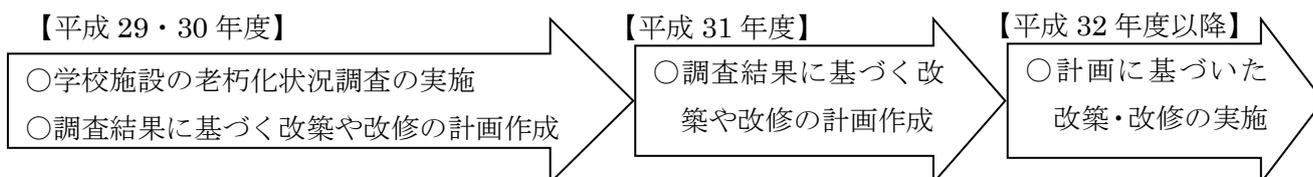
計画の進捗状況を管理する中で、取組の成果を検証し改善を図るために、教育委員会に職場環境改善実行委員会を設置します。必要に応じて校長会等から学校現場の意見を得ながら本プランを推進します。



(4) 快適に過ごせる環境整備に向けた取組

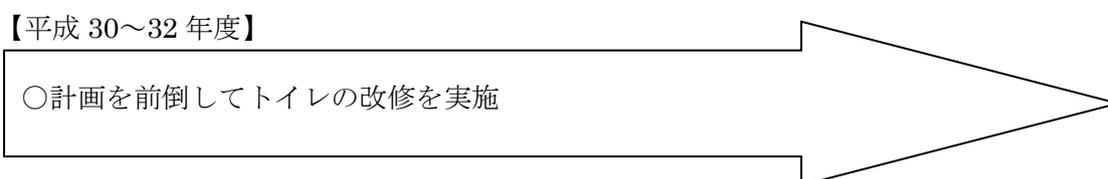
ア 学校施設の改築・大規模改修

校舎の老朽化が進み、今後、修繕では対応できない状況が予測されることから、学校の老朽化状況調査を実施し、結果を踏まえて改築や改修の計画を作成します。そして、この計画に基づいて改築・改修を実施し、子どもたちや教職員が安全で安心して学校生活を送ることができるようにします。



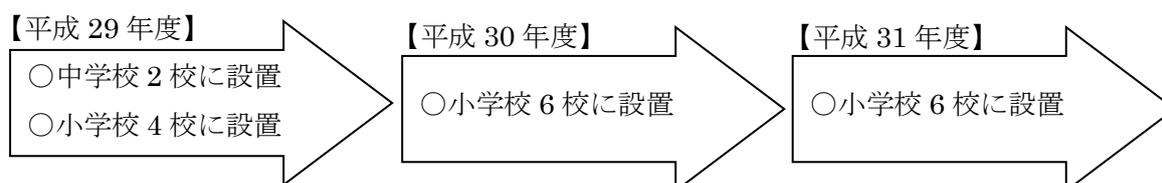
イ 学校トイレの改修の実施

これまでも計画的にトイレ改修を行ってきましたが、明るく衛生的なトイレで気持ちよく学校生活を過ごすために、計画を前倒しにして改修を実施します。



ウ 教室への冷房設備の設置

季節に関わらず、安定した教室環境を整えることによって、子どもたちと教職員が落ち着いて健康的に学校生活を送ることができます。平成 29 年度までに全中学校 9 校及び小学校 4 校の普通教室に冷房設備を設置しました。平成 31 年度までにすべての小中学校に設置予定です。



(5) その他の取組

ア 学校安全衛生委員会の設置

教職員の心身の健康維持は、教育活動の基盤であり、ひいては子どもたちの健やかな成長につながります。現在、学校ごとに進めている安全衛生について、教育委員会に安全衛生委員会を設置し総括的に取り組むことによって、教職員が教育活動に専念できる環境づくりを進めます。

【平成 30 年度】

- 安全衛生委員会の設置
- 産業医の訪問相談の試行

【平成 31 年度～】

- 産業医による計画的な巡回訪問相談の実施
- 訪問相談時の保健士の同行を検討
- 教職員の悩み相談窓口の検討

イ 事務職員の学校運営への積極的な参画

学校における唯一の総務・財務に通じる専門職である事務職員の学校運営への参画が求められています。文部科学省は「学校における働き方改革に関する緊急対策」の中で「学校や教師、事務職員の標準職務を明確化した学校管理規則のモデルを作成する」としています。このことを踏まえ、事務職員のさらなる活躍や学校間の事務の標準化を通じた事務処理の効率化を図るため、学校事務連携組織による共同した事務処理を積極的に進めます。

【平成 30 年度】

- 事務職員の標準職務の明確化
- 学校間の事務の標準化

【平成 31 年度～】

- 学校事務連携組織による共同した事務処理

5 プラン策定までの経過概要

- 第1回 学校職場環境改善検討会（平成29年6月29日）
 - ・勤務実態調査の質問項目等の検討

- 教職員勤務実態調査の実施（平成29年7月下旬）

- 第2回 学校職場環境改善検討会（平成29年10月5日）
 - ・調査結果を踏まえた課題の洗い出し及び課題の解決方法について検討

- 第3回 学校職場環境改善検討会（平成29年10月17日）
 - ・業務改善に向けた具体的な取組について検討

- 第4回 学校職場環境改善検討会（平成29年10月24日）
 - ・文部科学省学校業務改善アドバイザー事業の活用（アドバイザー 妹尾 昌俊氏）
 - ・アドバイザーから第3回までの検討会での協議について、法的根拠の取組の進め方等に関する助言や全国各地の取組事例の紹介があった。

- 第5回 学校職場環境改善検討会（平成29年11月28日）
 - ・文部科学省学校業務改善アドバイザー事業の活用（アドバイザー 妹尾 昌俊氏）
 - ・小中学校の校長会長及び副会長から学校現場の声として、業務改善に向けた取組について意見や要望を得た。

- 検討会での協議を踏まえた取組の内容をプランとしてまとめる（平成29年12月）

- 第6回 学校職場環境改善検討会（平成30年1月31日）
 - ・文部科学省学校業務改善アドバイザー事業の活用（アドバイザー 妹尾 昌俊氏）
 - ・プランの内容について、アドバイザーからの意見を得ながら追加修正を加える。

- 各学校へのプランの提示

6 学校業務改善アドバイザーから

教職員にとって、いまの学校は「働きやすい」と言えるでしょうか？

子どもの成長に携わることができる学校の仕事は、おそらく多くの人にとって「働きがい」はあると思います。しかし、いくらやりがいがあっても、睡眠時間が十分取れない、育児・介護等と両立しにくい、ゆっくり子どもや同僚と話ができないほど忙しいという職場では、「働きやすい」とは言えません。

この「学校職場環境改善プラン」では、教職員が生き生きと働くことができる職場づくりをめざして策定されました。先生たちが健康で幸せに、仕事もプライベートも充実させることができれば、それは子どもたちにとってもきっと素晴らしい効果があります。

今回のプランはあくまでもスタート地点です。プランの内容を着実に実行していくことはもちろんのこと、それ以外についても、教職員や行政担当者の知恵、また家庭・地域等の協力も得ながら、力強く前に進めてほしいと思います。

*****妹尾昌俊氏プロフィール*****

学校業務改善アドバイザー（文部科学省委嘱）

野村総合研究所を経て2016年から独立し、文科省での講演のほか全国各地の管理職研修、教職員研修などを手がけている。中央教育審議会「学校における働き方改革特別部会」委員、スポーツ庁「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン作成検討会議」委員。